

平成25年12月12日（木）

四街道市報道発表資料

## 懲戒処分の公表について

障害者就労支援センターの利用者が積み立てている親睦旅行や慶弔費の預金通帳及び同センター職員の親睦会費として保管していた現金から、総額9万8千830円を同施設の職員が私的に流用した事案に対して、平成25年12月12日付けで、地方公務員法第29条に規定する職員の懲戒処分を行ったので、四街道市懲戒処分に関する公表基準に基づき公表します。

1. 処分年月日 平成25年12月12日
2. 被処分者 総務部人事課 主任主事 澤田弘樹 42歳  
(事案発生時 福祉サービス部 障害者支援課 障害者就労支援センター 主任主事)
3. 処分の内容 免職
4. 事案の概要 金銭（利用者積立金、職員親睦会費）横領
5. 管理監督責任による処分（平成25年12月12日付け）  
福祉サービス部  
障害者支援課  
障害者就労支援センター所長 減給10分の1（1月間）  
障害者支援課課長 戒告  
部長 文書訓告  
次長 文書訓告

### 【市長コメント】

この度明らかになりました、市職員の信用失墜行為という不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、職員に対して服務規律の遵守を徹底し、再発防止や市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

お問い合わせ先

四街道市総務部人事課

☎ 043-421-6105